

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 市道の路線認定【建設局道路部管理課】
- 市道の路線変更【建設局道路部管理課】
- 市道の路線廃止【建設局道路部管理課】

2

4

5

北九州市告示第 3 2 0 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 4 年 7 月 4 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	起 点	終 点
3 4 1 1	霧ヶ丘 2 5 号 線	小倉北区霧ヶ丘一丁目	小倉北区霧ヶ丘一丁目
3 4 1 2	砂津 2 4 号線	小倉北区砂津三丁目	小倉北区砂津三丁目
3 4 1 3	砂津 2 5 号線	小倉北区砂津一丁目	小倉北区砂津一丁目
3 4 1 4	長浜町 1 8 号 線	小倉北区長浜町	小倉北区長浜町
3 4 1 5	長浜町 1 9 号 線	小倉北区長浜町	小倉北区長浜町
3 4 1 6	長浜町 2 0 号 線	小倉北区長浜町	小倉北区長浜町
3 4 1 7	長浜町 2 1 号 線	小倉北区長浜町	小倉北区長浜町
3 4 1 8	長浜町 2 2 号 線	小倉北区長浜町	小倉北区長浜町
6 3 8 8	上貫 2 9 号線	小倉南区上貫三丁目	小倉南区上貫三丁目
6 3 8 9	朽網東 4 2 号 線	小倉南区朽網東三丁目	小倉南区朽網東三丁目

6 3 9 0	葛原東 6 4 号 線	小倉南区葛原東五丁 目	小倉南区葛原東五丁 目
6 3 9 1	下曾根 8 5 号 線	小倉南区下曾根一丁 目	小倉南区下曾根一丁 目
6 3 9 2	沼本町 8 8 号 線	小倉南区沼本町三丁 目	小倉南区沼本町三丁 目
6 3 9 3	東貫 2 7 号線	小倉南区東貫三丁目	小倉南区東貫三丁目
7 1 1 2	南鷹見町 2 3 号線	八幡西区南鷹見町	八幡西区南鷹見町

北九州市告示第 3 2 1 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 2 項の規定により、次のとおり市道の路線を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 4 年 7 月 4 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	新旧別	起 点	終 点
1 0 4 2	伊川 3 1 号線	新	門司区大字伊川	門司区大字伊川
		旧	門司区大字伊川	門司区大字伊川
1 3 2 0	江南町 1 号線	新	小倉北区江南町	小倉北区江南町
		旧	小倉北区江南町	小倉北区江南町
1 9 4 7	葛原本町 4 9 号線	新	小倉南区葛原本町一丁目	小倉南区葛原本町一丁目
		旧	小倉南区葛原本町一丁目	小倉南区葛原本町一丁目
4 2 0 3	野面 1 6 号線	新	八幡西区大字野面	八幡西区大字野面
		旧	八幡西区大字野面	八幡西区大字野面

北九州市告示第 3 2 2 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 1 項の規定により、次のとおり市道の路線を廃止する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 4 年 7 月 4 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	起 点	終 点
3 1 3 1	中吉田 4 0 号 線	小倉南区中吉田六丁 目	小倉南区中吉田六丁 目
1 3 5 2	安屋 2 6 号線	若松区大字安屋	若松区大字安屋
1 3 7 9	安屋 5 3 号線	若松区大字安屋	若松区大字安屋
1 3 6 0	末広町 9 号線	八幡東区末広町	八幡東区末広町